

平成23年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

2 募集人数 470人

※募集人数を超える申請があった場合、世帯の所得状況等を勘案し、選考により採用者を決定します。

3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額 18,000円
	自宅外通学	月額 23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 35,000円

※自宅外通学：申請者が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃を負担している場合

4 貸与期間

平成23年4月から、高等学校等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦のうちのいずれかの方法で返還しなければなりません。また、返還方法は納入通知書による金融機関窓口払い（半年賦のみ）と口座振替による方法があります。

(返還の例…3年間貸し付けを受け、15年で返還する場合)

区分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回 (毎年7、12月返還)	3,600円	全180回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円		6,000円	
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- (2) 奨学資金の返還を怠ったときは、6か月ごとに5%の延滞金が加算されます。
- (3) 奨学資金は保護者ではなく、申請者本人に貸付けを行います。よって、申請者本人が学校を卒業等した後に返還を行うこととなります。
- 返還された奨学資金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

6 申請資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等に在学する者であること。
- (2) 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。
- (3) 奨学資金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き県内に住所を有する者と生計を同じくしていること。

- (4) 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- (5) 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。
- (6) 鳥取県以外の者から同種類の奨学資金であって、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子の貸与又は給付を受けていないこと。

7 申請の手続

奨学資金の貸与を希望する者は、次の書類を在学高等学校等の長に提出してください。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書
- (2) 所得を証明する書類（下記①及び②の両方が必要です。）

①平成22年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し（所得者全員）

必要書類	対象者	留意事項
平成22年分給与所得の源泉徴収票の写し	給与所得者	
平成22年分の所得税の確定申告書の写し	給与所得以外の方	年金受給者で確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しを提出すること。
平成22年分公的年金等の源泉徴収票の写し	年金受給者	他の書類（年金振込通知書等）を提出する場合はH22.1～H22.12の支給額が分かる書類を提出すること。

②平成21年分の市町村長が発行する所得証明書（世帯全員分）

- (3) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする者は、そのことを証明する書類（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）

8 申請締切

平成23年4月28日（木）

9 その他

- (1) 連帯保証人は申請者の親権者（父母）又はこれに代わる方とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（同居不可）としてください。
- (2) 貸与決定後に提出していただく誓約書には、連帯保証人及び保証人の方の実印押印と印鑑登録証明書の添付が必要になります。
- (3) 県外の高等学校等に在学し、奨学資金の貸与を希望される方は、申請手続きについて県教委育英奨学室へお問い合わせください。

10 貸与スケジュール（予定）

平成23年6月下旬 選考結果を各学校を通して通知（県外高等学校等在学者へは直接通知）

平成23年7月中旬 貸与決定者は「誓約書」、「印鑑登録証明書」、「鳥取県育英奨学資金銀行振込依頼書」及び「振込口座等登録（変更）申請書」を在学中の高等学校等に提出（県外高等学校等在学者は直接県教委育英奨学室へ提出）

平成23年8月上旬 貸与開始

（問い合わせ先）

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局育英奨学室

（電話）0857-29-7145

別表第1

所得基準額表

区 分		平成22年分所得	備 考
世帯人員	1 人	6,430 千円	世帯人員が7人を超える場合は1人増すごとに160千円を加算する。
	2 人	7,290 千円	
	3 人	7,640 千円	
	4 人	7,860 千円	
	5 人	8,070 千円	
	6 人	8,250 千円	
	7 人	8,410 千円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第2の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

公的年金に係る所得金額計算表

年金を受け取る人の年齢	公的年金の収入金額の合計額	所得金額 (単位: 円)
65歳未満	70万円以下	0
	70万円超130万円未満	収入金額合計-700,000
	130万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75-375,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85-785,000
	770万円以上	収入金額合計×0.95-1,550,000
65歳以上	120万円以下	0
	120万円超330万円未満	収入金額合計-1,200,000
	330万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75-375,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85-785,000
	770万円以上	収入金額合計×0.95-1,550,000

(注) 例えば65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金に係る所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000円 \times 0.75 - 375,000円 = 2,250,000円$$

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				提出書類	
A 世帯を 対象と する 控除	(1)母子・父子世帯（一人親世帯）	490千円				なし	
	(2)就学者のいる世帯（児童・生徒・学生一人につき）	小学校	80千円				なし
		中学校	160千円				
		高等学校	自宅通学	国公立	280千円	470千円	
			私立	410	600		
		高等専門学校	国公立	360	550		
			私立	600	800		
		大学	国公立	590	1,020		
			私立	1,010	1,440		
		専修学校	高等課程	国公立	170	270	
			専門課程	国公立	220	620	
	私立	720	1,120				
(3)障がい者のいる世帯	障がい者一人につき	860千円			障害者手帳、療育者手帳等の写し		
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	平成22年分の医療費に係る領収書の写し					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額ただし、710千円を限度とする。	主たる家計支持者が別居していることで生じる平成22年分の家賃及び光熱水費の領収書の写し					
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生活手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額	災害を受けたことが分かる書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になると思われる年額の積算表					
B 本と 人す をる 対控 象除	申請者が高等学校等に在学している場合	国公立	自宅通学	280千円	なし		
		国公立	自宅外通学	470千円			
		私立	自宅通学	410千円			
		私立	自宅外通学	600千円			

- 備考
- 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
 - 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
 - 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
 - 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
 - 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
 - 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名		住所		郵便番号			
生年月日		年 月 日生		電話番号 () -			
在学高等学校等名		立 学校		課程 科 第 学年			
生計を一にする家族及びその所得	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	所得等の種類	収入金額(税込) ・売上高	所得(利益)金額 (税込)
就学者	続柄	氏名	設置者別	学校種類別	学年	通学別 (小・中を除く。)	
	本人		※ 国・公・私立		学年	※ 自宅・自宅外	
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外	
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外	
			※ 国・公・私立	※ 小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他	学年	※ 自宅・自宅外	

家庭事情	特別の事情	該当欄 (該当する欄に○ を付けること。)	特別の事情	該当欄 (該当する欄に○ を付けること。)
	(1) 一人親世帯		(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	
	(2) 就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
	(3) 障害者のいる世帯		(7) 父母以外の所得 がある世帯	
	(4) 長期療養者のいる世帯		(8) その他特別な事情 がある世帯	
(上記4～6及び8に該当する世帯にあつては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)				

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

連帯保証人 氏名

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

保証人 氏名

住所

本人との続柄 () 年 月 日生

備考

- ※印は、該当のものを○で囲むこと。
- 「生計を一にする家族及びその所得」の欄は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を付けること。
- 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること。

鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名	トットリタロウ 鳥 取 太 郎		住 所	郵便番号 680-8570 鳥取市東町1丁目271番地 電話番号(0857)29-7145			
生年月日	平成7年〇〇月〇日生						
在学高等学校等名	鳥取県立〇〇〇高等学校 全日制課程 普通科 第1学年						
生計を一にする家族及びその所得	①	続柄	氏名	年齢	所得等の種類	収入金額(税込)・売上高	所得(利益)金額(税込)
	○×	父	鳥取春男	42	給与	② 4,500,000	※控除は、県で行います ③ 3,060,000
		母	鳥取夏子	40	給与	② 3,500,000	③ 2,270,000
		祖父	鳥取秋男	66	農業年金	④ 2,100,000 ⑥ 1,500,000	⑤ 300,000 ⑦ 300,000
		祖母	鳥取冬子	62	年金	⑥ 650,000	⑦ 0
	① ○ …… 主たる家計支持者、 × …… 別居者(単身赴任者等) ② 「平成22年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄から転記(給与所得者) ③ 「平成22年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄から転記(給与所得者) ④ 「平成22年分の所得税の確定申告書」の「収入金額等」欄から転記(給与所得者以外) ⑤ 「平成22年分の所得税の確定申告書」の「所得金額」欄から転記(給与所得者以外) ⑥ 「平成22年分公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」欄から転記(年金受給者) ⑦ 募集要項「公的年金に係る所得金額計算表」により算出(年金受給者)						
就学者		続柄	氏名	設置者別	学校種類別	学年	通学別 (小・中を除く。)
		本人	鳥取太郎	※ 国(公)私立		1 学年	※ (自宅)・自宅外
		姉	鳥取花子	※ 国・公(私立)	※小・中(高)高専・大 ・専修(高・専)・その他⑧	3 学年	※ (自宅)・自宅外
		弟	鳥取次郎	※ 国(公)私立	※小(中)高・高専・大 ・専修(高・専)・その他⑧	2 学年	※ 自宅・自宅外
				※ 国・公・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他⑧	学年	※ 自宅・自宅外
			※ 国・公・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修(高・専)・その他⑧	学年	※ 自宅・自宅外	

(注) ⑧「その他」は別表第2の特別控除表の校種にあてはまらないもの(各種学校等)に該当する場合に○をつけてください。

参 考

- 1 募集要項6申請資格(5)の「鳥取県から同種類の奨学資金～」について
(鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの)

(例) 看護職員修学資金(鳥取県福祉保健部)

母子寡婦福祉資金(鳥取県福祉保健部)

- 2 募集要項6資格申請(6)の「鳥取県以外の者から～」について

- (1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(独) 日本学生支援機構第二種奨学金(利息付)

(株) 日本政策金融公庫((旧) 国民生活金融公庫)(国の教育ローン)

各金融機関の教育ローン

- (2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) (独) 日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)

(財) あしなが奨学金・(財) 交通遺児奨学金

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

生活福祉資金修学費(鳥取県社会福祉協議会)

※上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは県教委事務局育英奨学室(0857-29-7145)までお問い合わせください。